

小山市低入札価格調査制度事務処理要領の運用について

制定 平成28年6月29日

低入札価格調査制度については、「小山市低入札価格調査制度事務処理要領」（以下「要領」という。）に定めるもののほか、下記の事項についても留意して取り扱うものとする。

なお、要領及びこの運用については、平成28年6月29日以降に入札公告又は入札通知する入札から適用する。

記

- (1) 調査基準価格を下回る価格の入札が複数あった場合は、調査を平行して実施しても差し支えないこと。
- (2) 重点調査において、要領第7条第1項により、書類の提出を求められたにもかかわらず、低入札価格調査辞退届を提出せず、調査に必要な書類の提出がなかった場合及び当該資料提出後に事情聴取に応じない場合には、要領第11条第1項の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」とみなすものとする。